

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

朝本薬局 霞舗おくすり 店		居宅介護支援 事業所アト フエリス	わたなべ 整形外科		明倫堂薬局 春日部	上尾ニツ宮 クリニツク		プラムの里診 療所 リハビリセン ター		名称	
朝霞市 一丁目 一〇〇折		草加市 一八一原	蕨市 一三二町 〇三ツ八		春日部市 大増新田 八一五下	上尾市 一宮四五 四一ツ		桶川市 一六二川 一三二田		所在地	
株式会社 ウィーズ		社会福祉法 人草加福祉会	医療法人社 団健悠会		イントロン 株式会社	医療法人社 団彩悠会		医療法人 誠昇会		開設者名	
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅介護支援	介護予防通所 リハビリテー ション	通所リハビリ テーション	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防通所 リハビリテー ション	通所リハビリ テーション	サービスの種類
平成二十九年 八月一日		平成二十九年 五月一日	平成二十九年 七月一日		平成二十九年 四月一日		平成二十九年 九月一日		平成二十九年 五月一日		指定年月日